

【文例 -4-】

永代供養信託

(信託の設定)

第1条 遺言者は、次条以下のとおり、信託を設定する。

(信託の目的)

第2条 遺言者と亡妻〇〇〇〇との菩提を弔うための永代供養料

(法要・墓地管理料等)を受益者に対して支払うこと。

(受託者)

第3条 〇〇信託銀行株式会社(〇〇支店扱い)

(受益者)

第4条 主たる事務所

名称 宗教法人〇〇寺

(信託元本)

第5条 金〇〇〇万円

(信託の種類)

第6条 合同運用指定金銭信託(一般口)

(信託期間)

第7条 25年間。ただし、受託者の判断で信託期間を5年ずつ延長することが

できる。

2 本信託は、信託財産が零になった時に終了する。

(法要料等の支払)

第8条 受託者の判断により、相応の法要料及び所定の墓地管理料を支払う。

2 受託者が上記法要料を支払うときは、本供養をするように受益者に通告するものとする。

(受益権の譲渡・質入れの禁止)

第9条 本受益権は、譲渡、質入れをすることができない。

(信託財産の帰属)

第10条 信託契約が終了した場合において、残余財産があるときは、受益者に帰属させる。

(その他)

第11条 受託者の合同運用指定金銭信託約款に従う。

(遺言執行者)

第12条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、前記〇〇信託銀行株式会社

(〇〇支店扱い)を指定する。